

〔沿革〕	平成6年6月本部訓令第8号	平成6年12月本部訓令第13号
	平成7年2月本部訓令第14号	平成8年3月本部訓令第10号
	平成9年8月本部訓令第10号	平成11年5月本部訓令第20号
	平成11年5月本部訓令第21号	平成11年9月本部訓令第22号
	平成15年9月本部訓令第22号	平成16年5月本部訓令第18号
	平成17年4月本部訓令第14号	平成17年12月本部訓令第30号
	平成18年8月本部訓令第23号	平成20年8月本部訓令第19号
	平成23年3月本部訓令第6号	平成23年12月本部訓令第20号
	平成25年12月本部訓令第21号	令和2年2月本部訓令第1号

千葉県警察の表彰に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察の表彰に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 表彰の種類等

第1節 本部長表彰（第2条—第9条）

第2節 部長及び所属長の表彰（第10条・第11条）

第3節 即賞（第12条・第13条）

第4節 副賞（第14条）

第3章 表彰の上申（第15条—第19条）

第4章 表彰の審査（第20条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に基づく表彰の手續及び千葉県警察における表彰とその取扱いに関し必要な事項を定める。

第2章 表彰の種類等

第1節 本部長表彰

（表彰の種類）

第2条 本部長の行う表彰は、次のとおりとする。

- （1）警察功績章
- （2）賞詞
- （3）賞状
- （4）賞誉
- （5）感謝状

（警察功績章）

第3条 警察功績章は、多年にわたり警察に勤続した者が退職するに際し、その勤務成績が優秀で、特に顕著な功労があると認められる職員に対し授与する。

（賞詞）

第4条 賞詞は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる職員に対し授与する。

- （1）犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の指導取締り、人命救助、水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護について多大な功労があった者
- （2）善行又は市民応接により、著しく警察の信頼を高めた者
- （3）警察上重要な発見、発明、改善又は調査研究を行った者
- （4）警察上重要な事務処理又は職務執行を行った者
- （5）勤続30年の職員

- (6) 他の模範と認められる優秀な勤務成績を修めた者（以下「優良職員」という。）又は優秀な研修成績を修めた者
- (7) 他の模範と認められる優秀な術科技能を修めた者
- (8) 他の模範と認められる優秀な専従運転者（車両の運転が、本来業務と密接不可分の関係にある者をいう。以下同じ。）、警察用航空機操縦士、警察用航空機整備士又は警察用船舶勤務員（以下「優良運転等職員」という。）
- (9) 多年にわたり優良な成績で勤続し、警察運営に多大な功労があり、かつ、円満退職する者
- (10) 殉職者又は普通死亡者
- (11) その他賞詞による表彰が適当と認められる者
（賞状）

第5条 賞状は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて顕著な業績があると認められる県本部の部、課、係若しくは署、署の課、係又は捜査本部その他事務処理上設置された組織（以下「部署」という。）に対し授与する。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 交通の指導取締り及び安全施策の実施
- (4) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (5) 年間における総合成績
- (6) 警察上重要な事務処理又は職務執行
- (7) その他賞状による表彰が適当と認められる事案
（賞誉）

第6条 賞誉は、職員又は部署に対し授与する。

2 職員に対する賞誉は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者に対し授与する。

- (1) 第4条第1号に掲げる事項について功労があった者
- (2) 第4条第2号から第4号まで及び第7号に掲げる事項について賞詞に準ずる功労があった者
- (3) 勤続20年の職員
- (4) 無事故の専従運転者等（警察用航空機操縦士、警察用航空機整備士及び警察用船舶勤務員を含む。以下同じ。）
- (5) 無事故の看守又は護送勤務員
- (6) 多年にわたり良好な成績で勤続し、円満退職する者
- (7) 普通死亡者
- (8) 優良な研修成績を修めた者
- (9) その他賞誉による表彰が適当と認められる者

3 部署に対する賞誉は、第5条各号に掲げる事項のいずれかについて良好な業績があると認められるものに対し授与する。

（感謝状）

第7条 感謝状は、職員の家族として内助の功労があると認められる者又は次の各号に掲げる事項のいずれかについて功労があると認められる部外の者若しくは団体（千葉県警察以外の警察の部署及び職員を含む。以下「部外者」という。）に対し授与する。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 人命救助
- (4) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (5) その他感謝状による表彰が適当と認められるもの

（定例表彰）

第8条 次の各号に掲げる表彰は、毎年1回行い、その取扱いは定例表彰取扱基準（別表第1）による。

- (1) 第4条第5号及び第6条第2項第3号に規定する永年勤続職員の表彰
- (2) 第4条第6号に規定する優良職員の表彰

- (3) 第4条第8号に規定する優良運転等職員の表彰
- (4) 第6条第2項第4号及び第5号に規定する無事故職員の表彰
- (5) 第4条第11号、第6条第2項第9号及び第7条に規定する者のうち、駐在所勤務員及びその家族
- (6) 第6条第2項第9号に規定する者のうち、地域警察官、後進育成功労職員及び優秀新人職員の表彰
- (7) 第5条及び第6条に規定する優良署の表彰
- (8) 第7条に規定する部外功労者の表彰
(退職者表彰)

第9条 次の各号に掲げる表彰の取扱いは、退職者表彰取扱基準（別表第2）による。

- (1) 第3条に規定する表彰
- (2) 第4条第9号に規定する退職者の表彰及び同条第10号に規定する死亡退職者の表彰
- (3) 第6条第2項第6号に規定する退職者の表彰及び同項第7号に規定する死亡退職者の表彰
第2節 部長及び所属長の表彰
(部長表彰)

第10条 部長の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 部長賞
 - (2) 部長感謝状
- 2 部長賞は、部長主管の事務について、賞誉に次ぐ功労若しくは業績があると認められる職員又は部署（県本部の部を除く。）に対し授与する。
- 3 部長感謝状は、部長主管の事務について、本部長感謝状に次ぐ功労又は業績があると認められる部外者に対し授与する。
(所属長表彰)

第11条 所属長の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 課長賞
 - (2) 署長賞
 - (3) 課長感謝状
 - (4) 署長感謝状
- 2 課長賞は、課長主管の事務について、部長賞に次ぐ功労若しくは業績があると認められる職員、県本部の係、署の課又は係に対し授与する。
- 3 署長賞は、部長賞に次ぐ功労若しくは業績があると認められる所属の職員（応援派遣の職員を含む。）、課又は係に対し授与する。
- 4 課長感謝状は、課長主管の事務について、部長感謝状に次ぐ功労又は業績があると認められる部外者に対し授与する。
- 5 署長感謝状は、部長感謝状に次ぐ功労又は業績があると認められる部外者に対し授与する。

第3節 即賞

(本部長即賞)

第12条 本部長の行う即賞は次のとおりとし、職員又は部署に対し授与する。

- (1) 第2条に規定する表彰に先立って行う即賞（以下「1号即賞」という。）
- (2) 第2条に規定する表彰に至らない功労に対し行う即賞（以下「2号即賞」という。）
(部課長及び署長即賞)

第13条 前条の規定は、県本部の部課長及び署長が即賞を授与する場合に準用する。

第4節 副賞

(副賞の付与)

第14条 表彰には、副賞を付与することができる。

- 2 本部長が行う表彰のうち、賞詞、個人に対する賞誉、即賞及び感謝状については、副賞として表彰記章（別記様式第1号）を授与することができる。

第3章 表彰の上申

(本部長への上申)

第15条 所属長は、第4条から第7条まで及び第12条に該当する功労又は業績があると認められる場

合（定例表彰及び退職者の表彰を除く。）は、別記様式第2号及び別記様式第3号により本部長に上申を行うものとする。ただし、部署に対する表彰の上申は、原則として被表彰事案を主管する部長（以下「主管部長」という。）が行うものとし、表彰事案が2以上の部長の主管事項に該当するときは関係部長が協議して行うものとする。

2 定例表彰の上申は、別記様式第4号から別記様式第11号により行うものとする。

（本部長への上申基準）

第16条 前条に定める表彰の上申は、表彰審査基準（別表第3）により、その評価がおおむね80点以上になる場合に行うものとする。ただし、この基準により難しいものについては、その旨を付記して上申するものとする。

（長官等への上申）

第17条 本部長は、表彰の上申を受けた事案のうち、警察庁長官又は管区警察局長（以下「長官等」という。）による表彰が適当と認められるものについては、次の各号に掲げる事項を明らかにする書面をもって長官等に表彰上申するものとする。

- （1）表彰の種別
- （2）被上申者の所属、官職、氏名及び年齢（部署の場合はその名称）
- （3）功労又は業績の具体的内容
- （4）功労又は業績の部内外に与えた影響
- （5）被上申者の履歴、身上及び勤務成績に関する書類の写（部署の場合は除く。）
- （6）その他参考となる事項

（部長への上申）

第18条 所属長は、第10条及び第13条に該当する功労又は業績があると認められる場合は、主管部長に上申をするものとする。

2 前項の上申手続は、第15条に規定する別記様式及び第16条の規定を準用する。この場合において、第16条中、「本部長」とあるのは「主管部長」と、「80点以上」とあるのは「70点～79点」とそれぞれ読み替えるものとする。

（上申上の留意事項）

第19条 表彰の上申に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- （1）功労又は業績の内容は、具体的に要領よく記載すること。
- （2）一つの功労事案について功労者が数名ある場合は、各人ごとに功労内容を具体的に記載し、氏名の左部に功労の順位を朱書きすること。
- （3）被上申者の氏名は、戸籍上のものを記載し、ふりがなを付けるほか、住所、団体名についても正確を期すること。

第4章 表彰の審査

（表彰の審査）

第20条 表彰の審査は、表彰審査基準（別表第3）及び表彰基準（別表第4）により行うものとする。

（委員会の設置及び構成）

第21条 表彰の適正を図るため、県本部に千葉県警察表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には警務部長を、委員には警務部長以外の部長及び警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰するほか、特に必要があると認めるときは委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した者がその事務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、警務部監察官室において行う。

（委員会への諮問）

第22条 本部長は、第2条に規定する本部長表彰に該当する事案について、必要と認めるときは、委員会に諮問することができる。

2 委員会は、前項の諮問があったときは、その結果を本部長に答申しなければならない。

第5章 雑則

（表彰前に死亡又は退職した場合の取扱い）

第23条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日に遡って表彰を行うものとする。

(併賞)

第24条 本部長は、長官等の表彰に加えて併賞することができる。

2 本部長表彰、部長表彰及び所属長表彰は、一つの功労等に対し併賞できない。

(表彰の制限)

第25条 表彰を受けるべき者が、表彰前に刑事事件に関して起訴され、又は懲戒処分等に付されるなど表彰することが相当でないと認められるときは、表彰を行わないことができる。

(表彰状等の様式)

第26条 第3条から第7条までに規定する本部長表彰に用いる表彰状は、別記様式第12号から別記様式第16号までのとおりとする。

2 第10条第1項第1号に規定する部長賞及び第11条第1項第2号に規定する署長賞に用いる表彰状は、別記様式第17号のとおりとする。

3 第10条第1項第2号に規定する部長感謝状、第11条第1項第3号に規定する課長感謝状及び第11条第1項第4号に規定する署長感謝状に用いる表彰状は、別記様式第18号のとおりとする。

4 第11条第1項第1号に規定する課長賞に用いる表彰状は、別記様式第19号のとおりとする。

5 第12条に規定する本部長即賞並びに第13条に規定する部課長及び署長即賞は、別記様式第20号のとおりとする。

(表彰の記録及び通知)

第27条 監察官室長は、本部長の表彰(即賞を含む。)が決定したとき又は長官等の表彰が行われたときは、千葉県警察情報管理システムの千葉県警察人事支援システム(以下「人事支援システム」という。)により職員履歴表に当該表彰に係る所要事項を登録するとともに、その要旨を表彰台帳(別記様式第21号)に登載するものとする。

2 監察官室長は、前項に規定する表彰が決定し、又は行われたときは、被表彰者の所属長にその概要を通知しなければならない。

3 県本部の部課長が表彰(即賞を含む。)を行ったとき又は署長が応援派遣の職員に表彰(即賞を含む。)を授与したときは、被表彰者の所属長に次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 表彰の年月日

(2) 被表彰者の所属、官職及び氏名又は表彰された部署若しくは団体名

(3) 表彰の種類

(4) 功労の概要

(表彰簿への登載)

第28条 県本部の部課長及び署長が表彰(即賞を含む。)を授与した場合並びに所属の職員が部外の団体等から表彰を受けた場合は、その都度表彰簿(別記様式第22号)に登載するものとする。

(表彰の登録)

第29条 所属長は、第27条第3項の規定により通知を受けた場合、所属長が所属の職員を表彰した場合及び所属の職員が部外の団体等から表彰を受けた場合は、人事支援システムにより職員履歴表に当該表彰に係る所要事項を登録するものとする。

(事故等の報告)

第30条 所属長は、警察勲功章、警察功労賞又は警察功績章を授与された者が禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受け、若しくは職員としてふさわしくない非行のあったときは、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

以下別表、様式省略